

岐阜県公報

号 外 (一) 平 成 十 九 年 四 月 一 日

規 則

岐阜県災害対策本部に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第二十九号

岐阜県災害対策本部に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県災害対策本部に関する条例施行規則（昭和三十七年岐阜県規則第八十九号）の一部を次のように改正する。

第五条の三第一項中「吏員」を「職員」に改める。

第六条第三項第一号中「各支所」を「支所」に改める。

第九条第一項中「並びに関西地方」を削る。

別表第一中「出納長」を「会計管理者」に改める。

別表第二危機管理部の部危機管理班の項第二号中「被災者生活再建支援金」を「被災者生活再建支援法（平成十年法律第六十六号）及び岐阜県被災者生活・住宅再建支援事業費補助」に改め、同部防災班の項に次の一号を加える。

10 緊急通行車両の確認に関すること。

別表第二危機管理部の部消防班の項に次の一号を加える。

4 保安（火薬類、高圧ガス及びLPガス施設）関係の緊急措置に関すること。

別表第二総合企画部の部国体準備班の項班長担当職の欄中「国体準備事務局長」を「国体準備事務局次長」に改め、同表環境生活部の部環境生活政策班の項に次の一号を加える。

4 災害対策用物資の確保等に関すること。

目 次

規 則

○岐阜県災害対策本部に関する条例施行規則の一部を改正する規則

（防 災 課） 一 ページ

訓 令 甲

○大規模地震対策特別措置法第十七条第五項第五号に規定する岐阜県地震災害警戒本部員の指名に関する規程の一部を改正する訓令

（同） 三

別表第二産業労働部の部産業政策班の項第二号中「商工業関係施設」の下に「観光施設」を加え、同部商業流通班の項事務分掌の欄を次のように改める。	
災害対策用物資輸送車両の確保等に関すること。	
別表第二農政部の部農業技術班の項に次の一号を加える。	
5 農業大学の災害対策に関すること。	
別表第二農政部の部農産園芸班の項に次の一号を加える。	
5 国際園芸アカデミーの災害対策に関すること。	
別表第二林政部の部全国植樹祭推進班の項を削り、同表都市建築部の部建築指導班の項第二号中「住宅金融公庫」を「独立行政法人住宅金融支援機構」に改め、同表出納部の部部長、副部長担当職の欄中「出納長」を「会計管理者」に、「副出納長」を「出納事務局長」に改め、同表警察部の部を次のように改める。	
警察部	部長 警察本部長 副部長 警備部長 警務部長
警備総括班	警察本部 警備部参事官 警備第二課長 警備第一課長
警務総括班	警察本部 総務室参事官 総務課長 広報課長 会計課長 装備施設課長 情報管理課長
警務班	警察本部参事官
1	警察部内の連絡調整に関すること。
2	警備実施活動の総括に関すること。
3	警備実施に関すること。
4	援助要求に関すること。
5	関係機関との連絡調整に関すること。
6	情報の収集、集約、分析及び伝達に関すること。
7	特別派遣部隊の受援連絡に関すること。
1	公安委員会への報告に関すること。
2	警察部における広報及び報道機関との連絡調整に関すること。
3	遺失物、漂流物等の取扱いに関すること。
4	予算に関すること。
5	警察活動に伴う装備資機材の調達、配分、修理等に関すること。
6	警察車両、舟艇等の運用に関すること。
7	警察部の情報管理に関すること。
1	物的見舞金の支給及び災害給付に関すること。

別表第四総務班の項第十七号中「緊急輸送車両確認証明書の交付」を「緊急通行車両の確認」に改め、同表病害虫防除班の項中「各支所長」を「支所長」に改め、同表建築班の項第二号中「住宅金融公庫」を「独立行政法人住宅金融支援機構」に改める。 別表第五大阪地方連絡部の項を削る。 附 則 この規則は、公布の日から施行する。		課長 交通規制 課長 3 交通規制に關すること。 4 交通規制に伴つ交通指導取締りに關すること。 5 運転免許事務に關すること。 6 緊急通行車両の確認事務に關すること。 7 交通管制施設等の管理に關すること。 8 交通關係機關との連絡調整に關すること。	
訓 令 甲		員の指名に關する規程（昭和五十四年岐阜県訓令甲第二十号）の一部を次のように改正する。 本則第二号を削り、本則第三号中「都市建築部長」の下に「會計管理者」を加え、同号を本則第二号とし、本則第四号を本則第三号とする。 附 則 この訓令は、平成十九年四月一日から施行する。	
岐阜県訓令甲第八号 大規模地震対策特別措置法第十七条第五項第五号に規定する岐阜県地震災害警戒本部員の指名に關する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。 平成十九年四月一日 岐阜県知事 古 田 肇 大規模地震対策特別措置法第十七条第五項第五号に規定する岐阜県地震災害警戒本部員の指名に關する規程の一部を改正する訓令 大規模地震対策特別措置法第十七条第五項第五号に規定する岐阜県地震災害警戒本部		庁 中 一 般 各 現 地 機 関	

平成十九年四月一日印刷
平成十九年四月一日発行

発 行 者
発 行 所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐 阜 県 庁

印刷者 岐阜市三輪ふりとびあ十三一 飯 尾 寛
印刷所 岐阜市三輪ふりとびあ十三一 岐 阜 文 芸 社
定価 一か年 四八、〇〇〇円(送料共(消費税二、二八六円を含む))